従四位に叙する
亀田　務
正五位に叙する（各通）
田邉　敬吾
従五位に叙する（各通）
中瀬　實
正六位に叙する（各通）
上田　俊春
長田　清野　弘
沼尾　節
本吉ミツヱ
従六位に叙する（各通）
塩崎　好治
吉田　長治
正七位に叙する（各通）
藤井　梅治
従七位に叙する（以上三月十七日）
（愛媛大学名誉教授）
正四位に叙する
従四位に叙する
正五位に叙する
伊藤　育　坂口　明
正七位
島谷　敬一
高守　重憲
従五位に叙する（各通）
薄葉　林司　大津　勝治
土屋　雅雄　中島　源紀
正六位に叙する（各通）
大倉　利明　篠原　義則
西村　達雄　福永　操
藤倉　健　三浦　悦郎
従六位に叙する（各通）
粟飯原　保
奥村　修
（長野県警視）
田所　弘　徳永　正男
三木　茂　宮崎　一郎
柳田　長春
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上三月十八日）
（姫路工業大学名誉教授）
従四位に叙する
木村幸一郎
従五位に叙する（各通）
正六位に叙する
従七位に叙する（以上三月十九日）

村井　静子
古田　洋司
森田　定雄
平田　博也
小倉　正孝
関川　宏
矢田　光
菅　勝造
菅家　榮
竹内　正文
段本　幸男
五十嵐康男
坂口　新一
相樂今朝夫
高橋　伸夫
山内　辰夫
中鉢　忠治
中村　岩治
福本　辰男
柳橋　雪雄
大谷　靜雄
坂口　憲男
竹内　喜通
野川　東良
森山　孝俊
大塚　利雄
三軒　齊
楠　一夫
川上　修治
佐藤　幸男

従六位に叙する（各通）
今田　康治　門屋　基悦
小川　静勇　松本　幸雄
正七位に叙する（各通）（以上三月二十日）
武藤　皓洋
従六位に叙する（以上三月二十一日）
林　和雄
正五位に叙する
國井　瑛
正六位に叙する
真野　鶴彦
従六位に叙する（以上三月二十二日）
○叙勲
中桐　正治　中村　久雄
旭日単光章を授ける（各通）（三月十五日）
大嶋　修一
前田　滿　松田　昇
旭日単光章を授ける（各通）（三月十六日）
石田　晏三
旭日双光章を授ける
石坂　近　渡辺　正三
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
段本　幸男
旭日中綬章を授ける
清野要之進
古屋　太朗
（茨城県八千代町議会議員）
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十八日）
今田　康治
旭日双光章を授ける（三月二十日）
谷元　保男
瑞宝小綬章を授ける
内村　安夫
（財務事務官）
中原　初治
山本　喜治　渡邊　良吉
瑞宝双光章を授ける（各通）
戸部　繁
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十五日）
田中　陸
瑞宝小綬章を授ける（各通）
荒井　昌夫　上野　達郎
奥山　隆　金子　一夫
佐川　清美　塩田　稔
竹田　勇　田中　博文
中村　和成　中山　逸榮
細田　芳春　三村　忠昭
瑞宝双光章を授ける（各通）

鈴木　安藏　田崎　信明
（福岡県警部）
野田　悦也　南里　一郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十六日）
松本　明博
清野　弘　村井　静子
瑞宝小綬章を授ける（各通）
関川　宏　古田　洋司　吉田　長治
瑞宝双光章を授ける（各通）
小倉　正孝　菅家　榮
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
添野　博　西山　利康
五十嵐康男　竹内　正文
（愛媛大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける（各通）
高橋　伸夫
瑞宝小綬章を授ける
坂口　明　相樂今朝夫
大倉　利明　土屋　雅雄
高守　重憲　中鉢　忠治　森山　孝俊
中島　源紀　永瀬　喜大
瑞宝双光章を授ける（各通）
大塚　利雄　奥村　修
（長野県警視）
坂口　憲男
竹内　喜通
平井　政治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十八日）
三軒　齊
（姫路工業大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
楠　一夫
川上　修治　木村幸一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
高木　和男
瑞宝単光章を授ける（以上三月十九日）
門屋　基悦
瑞宝双光章を授ける（三月二十日）
武藤　皓洋
瑞宝小綬章を授ける
林　和雄
瑞宝双光章を授ける（以上三月二十一日）
國井　瑛　真野　鶴彦
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月二十二日）

官庁報告

官庁事項

まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針の変更について

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号）第2条第3項の規定に基づき、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針（平成8年10月28日農林水産省公表）の一部を次のように変更したので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成24年4月24日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1中「まぐろについて」を「まぐろ資源の保存及び管理について、国際的なリーダーシップを積極的に発揮し」に、「その保存及び管理」を「これ」に改め、「かつ、」の次に「まぐろ資源の」を加える。

2中「及びインド洋まぐろ類委員会」を「、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会」に改め、「協力していくものとする。」の次に「特に、太平洋くろまぐろについては、我が国がその持続的利用に大きな責務を有していることを踏まえ、未成魚の漁獲が抑制・削減されるよう、また、親魚資源の持続的利用が図られるよう、まぐろ資源の保存及び管理の強化に必要な措置を積極的に講ずるものとする。」を加え、「また、まぐろ資源の保存及び管理に関する適当な国際機関が存在しない海域については、適当な国際機関を設立するために関係国等と協力するとともに、その活動に参加するものとする。」を削り、2の(1)の①中「漁獲努力量」の次に「、養殖生産量」を加え、2の(2)中「国際機関によって設定される」を削り、同(2)の①中「確保する」の次に「とともに、養殖業の実施状況を把握する」を加える。

法　務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人水口雅資は願により公証人を免ぜられた。

安達誼雄は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人水口雅資の後任を命ぜられた。（以上四月十六日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ルフトハンザドイツ航空会社及びルフトハンザカーゴAGから、ルフトハンザ日本支社労働組合が一時金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成24年4月25日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年4月24日

厚生労働大臣　小宮山洋子